

安全でゆき届いた医療・看護をするために、医師・看護師等の人手不足の緊急改善を求める意見書

高齢化社会を迎え、医療・介護・福祉の充実は国民共通の切実な願いである。しかし、入院日数の短縮や医療・介護内容の高度化などによって、現場はかつてなく過密労働になっている。

医師は、厚生労働省の調査でも全国の6分の1の病院（16.5%）が医療法に規定された人数を満たせない状況であり、福島県でも医師不足は大変深刻な事態にある。

また、看護職員は過密労働により、退職する人があとを絶たない状況にあることから、人手不足を生じさせ、医療事故の続発に象徴されるように、患者・利用者の命と安全も脅かされている。

安全・安心でゆき届いた医療・看護を実現するためには、医師・看護職員をはじめ医療従事者の人手不足を解消する対策が必要であり、看護職員の配置基準の引き上げや、夜勤日数の上限規制などの法的整備、診療報酬などによる「安全・安心のコスト保障」等が求められる。

よって政府においては、安全でゆき届いた医療・看護をするために、医師・看護師等の人手不足の緊急改善をはかる対策、及び予算の拡充措置等を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年7月4日

福島県伊達市議会議長 滝澤福吉

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣 様  
文部科学大臣  
厚生労働大臣